

事務連絡
令和2年3月11日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

当面のイベント等の開催について（要請）

新型コロナウイルス感染症の現状については、3月9日の専門家会議の報告の通り、爆発的な感染拡大には進んでおらず、一定程度、持ちこたえているものの、依然として警戒を緩めることができない状況にあります。

国土交通省では、新型コロナウイルスの国内感染拡大の防止を図るため、2月26日付で全国的なスポーツ・文化イベント等の中止、延期又は規模縮小等の対応を要請したところですが（※1）、上記の状況の中、昨日（10日）の新型コロナウイルス感染症対策本部において、内閣総理大臣より、「全国規模のイベントについては、専門家会議の判断が示されるまでの間（※2）、今後概ね10日間程度は、これまでの取組を継続いただくよう、ご協力をお願いする」旨のご発言があったところです。

これを踏まえ、貴都道府県におかれましては、本要請内容について、貴都道府県登録の旅行業者等に周知徹底の上、適切に対応いただきますようお願い申し上げます。

（※1） イベント等の開催について、国土交通省として、これまで以下のとおり要請

- ・ 2月20日に厚生労働省から発表された「イベントの開催に関する国民の皆様へのメッセージ」において、イベント等の開催について、その必要性の改めての検討を要請すること等が示され、これを受け、既に所管業界に対してその内容を広く周知し、感染拡大防止のための取組を要請

- ・ 2月26日に、内閣総理大臣より、「この1～2週間が感染拡大防止に極めて重要であることを踏まえ、また、多数の方が集まるような全国的なスポーツ・文化イベント等については、大規模な感染リスクがあることを勘案し、今後2週間は、中止、延期又は規模縮小等の対応を要請する」という旨のご発言があつたことを踏まえ、要請内容について、周知徹底の上、適切に対応するよう要請

（※2） 3月19日頃を目指し、これまでの対策の効果について判断が示される予定